

守りたい...私たちのきれいな水

Q. あなたの家の生活排水処理方法は?

- A. 下水道に接続している。
- B. 浄水槽を使用している。
- C. 下水道も浄水槽も使用していない。(汲み取り式トイレを使用している。)

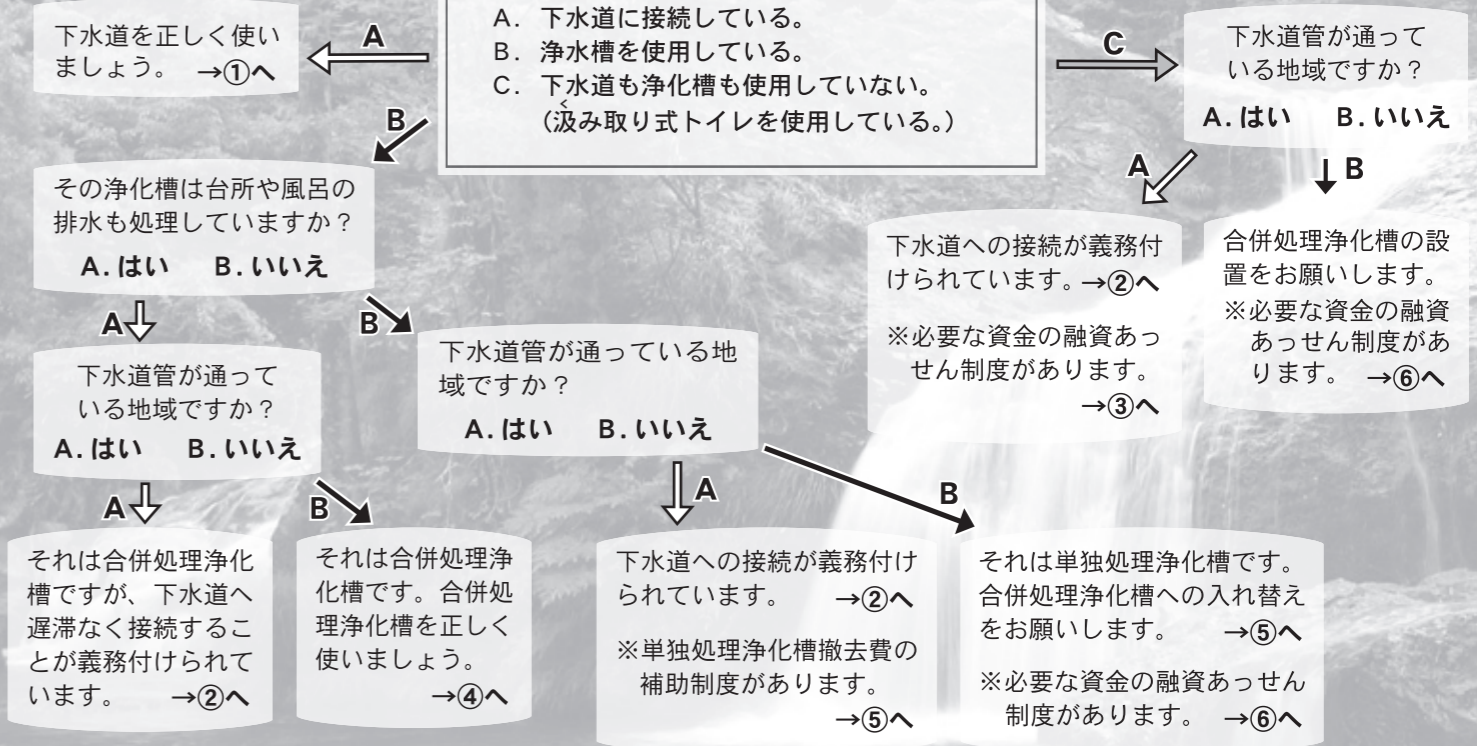


表:浄化槽清掃業者一覧

業者名	電話番号	指定地域
(株)衛生管理センター	32-1060	今市、日光、足尾、栗山
(株)近代環境整備社	26-3962	今市、足尾、栗山
(有)クリーン・アップ	76-2868	今市、栗山
宇都宮文化センター(株)日光支店	53-3723	日光、足尾
(株)環境テック	93-2845	足尾
(株)栃浄鬼怒川出張所	76-8141	藤原、栗山
(有)ときわ	76-0234	藤原

業者(左表)に依頼してください。
 ♣きちんと法定検査を受けること
 浄化槽は法定検査を受けることが義務付けられています。設置後3カ月から8カ月の間に、正しく設置されているか検査をし、その後毎年1回県指定検査機関の水質検査を受けなければなりません。

⑤ なぜ単独処理浄化槽ではないの?

一方「公共下水道」や「合併処理浄化槽」は、水洗トイレの排水を浄化・処理して、生活雑排水を浄化・処理して、未処理のまま河川などに流されてしまいます。

⑥ 合併処理浄化槽設置への補助および融資あっせん制度
 市は、合併処理浄化槽を設置する方に対し、補助金を交付します。さらに、工事費から補助金を除いた、工事に必要な資金の融

額(限度額9万円)
 ♣補助金額
 単独処理浄化槽の撤去に要する

①撤去後、下水道に接続する方または、合併処理浄化槽を設置する方。
 ②単独処理浄化槽を撤去する建物
 ③浄化槽設置または下水道接続に関する工事の着手前である。
 ④市税などを滞納していない。
 ⑤その他、日光市単独処理浄化槽撤去費補助金交付要綱の規定に該当。

①対象区域
 市内全域
 ♣交付条件
 次の①～⑤をすべて満たすこと。

②撤去後、下水道に接続する方または、合併処理浄化槽を設置する方。
 ③単独処理浄化槽を撤去する建物
 ④市税などを滞納していない。
 ⑤その他、日光市単独処理浄化槽撤去費補助金交付要綱の規定に該当。

⑥単独処理浄化槽撤去費補助金制度
 対象区域
 市内全域
 ♣交付条件
 次の①～⑤をすべて満たすこと。

①撤去後、下水道に接続する方または、合併処理浄化槽を設置する方。
 ②単独処理浄化槽を撤去する建物
 ③浄化槽設置または下水道接続に関する工事の着手前である。
 ④市税などを滞納していない。
 ⑤その他、日光市単独処理浄化槽撤去費補助金交付要綱の規定に該当。

⑥単独処理浄化槽撤去費補助金制度
 対象区域
 市内全域
 ♣交付条件
 次の①～⑤をすべて満たすこと。

①撤去後、下水道に接続する方または、合併処理浄化槽を設置する方。
 ②単独処理浄化槽を撤去する建物
 ③浄化槽設置または下水道接続に関する工事の着手前である。
 ④市税などを滞納していない。
 ⑤その他、日光市単独処理浄化槽撤去費補助金交付要綱の規定に該当。

⑥単独処理浄化槽撤去費補助金制度
 対象区域
 市内全域
 ♣交付条件
 次の①～⑤をすべて満たすこと。

①撤去後、下水道に接続する方または、合併処理浄化槽を設置する方。
 ②単独処理浄化槽を撤去する建物
 ③浄化槽設置または下水道接続に関する工事の着手前である。
 ④市税などを滞納していない。
 ⑤その他、日光市単独処理浄化槽撤去費補助金交付要綱の規定に該当。

⑥単独処理浄化槽撤去費補助金制度
 対象区域
 市内全域
 ♣交付条件
 次の①～⑤をすべて満たすこと。

①撤去後、下水道に接続する方または、合併処理浄化槽を設置する方。
 ②単独処理浄化槽を撤去する建物
 ③浄化槽設置または下水道接続に関する工事の着手前である。
 ④市税などを滞納していない。
 ⑤その他、日光市単独処理浄化槽撤去費補助金交付要綱の規定に該当。

⑥単独処理浄化槽撤去費補助金制度
 対象区域
 市内全域
 ♣交付条件
 次の①～⑤をすべて満たすこと。

①撤去後、下水道に接続する方または、合併処理浄化槽を設置する方。
 ②単独処理浄化槽を撤去する建物
 ③浄化槽設置または下水道接続に関する工事の着手前である。
 ④市税などを滞納していない。
 ⑤その他、日光市単独処理浄化槽撤去費補助金交付要綱の規定に該当。

⑥単独処理浄化槽撤去費補助金制度
 対象区域
 市内全域
 ♣交付条件
 次の①～⑤をすべて満たすこと。

①撤去後、下水道に接続する方または、合併処理浄化槽を設置する方。
 ②単独処理浄化槽を撤去する建物
 ③浄化槽設置または下水道接続に関する工事の着手前である。
 ④市税などを滞納していない。
 ⑤その他、日光市単独処理浄化槽撤去費補助金交付要綱の規定に該当。

⑥単独処理浄化槽撤去費補助金制度
 対象区域
 市内全域
 ♣交付条件
 次の①～⑤をすべて満たすこと。

①撤去後、下水道に接続する方または、合併処理浄化槽を設置する方。
 ②単独処理浄化槽を撤去する建物
 ③浄化槽設置または下水道接続に関する工事の着手前である。
 ④市税などを滞納していない。
 ⑤その他、日光市単独処理浄化槽撤去費補助金交付要綱の規定に該当。

⑥単独処理浄化槽撤去費補助金制度
 対象区域
 市内全域
 ♣交付条件
 次の①～⑤をすべて満たすこと。

①撤去後、下水道に接続する方または、合併処理浄化槽を設置する方。
 ②単独処理浄化槽を撤去する建物
 ③浄化槽設置または下水道接続に関する工事の着手前である。
 ④市税などを滞納していない。
 ⑤その他、日光市単独処理浄化槽撤去費補助金交付要綱の規定に該当。

⑥単独処理浄化槽撤去費補助金制度
 対象区域
 市内全域
 ♣交付条件
 次の①～⑤をすべて満たすこと。

- ① 一人一人がルールを守り、上手に下水道を使いましょう
 - 油(食用油・機械油)や野菜くず、ビニール製品、シンナーなどを下水道へ流さないでください。
 - 水洗トイレではトイレットペーパーのみを使用してください。
 - マンホールや汚水ますに、雨水やごみ、土砂などを流さないでください。
 - 汚水ますなどは時々(月1回程)点検し、ふたを開けて掃除してください。
- ② 下水道への接続をお願いします
 - 下水道処理区域内にある建物の所有者には、下水道への接続が義務付けられています。接続は、処理開始の公示の日から速やかに行ってください。また、汲み取り便所は3年以内に水洗便所に改造してください。
 - ♣工事の申込みは指定工事店へ
 市の指定を受けた排水設備指定工事店でなければ、下水道への接続工事はできません。日光市には、現在3の指定工事店があります。
- ③ 公共下水道接続への融資あっせん制度
 市では、下水道処理区域内にお

- ④ 浄化槽の維持管理は適切に
 - ♣定期的に保守点検を
 装置が適切に働き、きれいな処理水を保つため、定期的に槽内の点検や調整をしましょう。
 作業は県知事の登録を受けた保守管理業者に依頼してください。
 - ♣年1回は槽内清掃を
 槽内にたまった汚泥や異物などを抜き、機器を洗浄・清掃しましょう。作業は市内の浄化槽清掃

- ① 浄化槽を設置する建物(住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物)や自治会などの集会所、私立の幼稚園と保育園、社会福祉事業を行う施設。
 - ♣交付条件
 次の①～⑥をすべて満たすこと。
- ② 浄化槽を撤去する建物(延べ床面積130㎡以下)
 - ♣補助額および償還期間
 50万円まで: 36カ月以内
 50万円を超え100万円まで: 60カ月以内
 - ♣返済方法: 元金均等月賦償還
 ※利子は市が負担します。
- ③ 浄化槽を撤去する建物(延べ床面積130㎡超)
 - ♣補助額および償還期間
 50万円まで: 36カ月以内
 50万円を超え100万円まで: 60カ月以内
 - ♣返済方法: 元金均等月賦償還
 ※利子は市が負担します。
- ④ 浄化槽を撤去する建物(延べ床面積130㎡以下)
 - ♣補助額および償還期間
 50万円まで: 36カ月以内
 50万円を超え100万円まで: 60カ月以内
 - ♣返済方法: 元金均等月賦償還
 ※利子は市が負担します。
- ⑤ 浄化槽を撤去する建物(延べ床面積130㎡超)
 - ♣補助額および償還期間
 50万円まで: 36カ月以内
 50万円を超え100万円まで: 60カ月以内
 - ♣返済方法: 元金均等月賦償還
 ※利子は市が負担します。
- ⑥ 浄化槽を撤去する建物(延べ床面積130㎡以下)
 - ♣補助額および償還期間
 50万円まで: 36カ月以内
 50万円を超え100万円まで: 60カ月以内
 - ♣返済方法: 元金均等月賦償還
 ※利子は市が負担します。
- ⑦ 浄化槽を撤去する建物(延べ床面積130㎡超)
 - ♣補助額および償還期間
 50万円まで: 36カ月以内
 50万円を超え100万円まで: 60カ月以内
 - ♣返済方法: 元金均等月賦償還
 ※利子は市が負担します。
- ⑧ 浄化槽を撤去する建物(延べ床面積130㎡以下)
 - ♣補助額および償還期間
 50万円まで: 36カ月以内
 50万円を超え100万円まで: 60カ月以内
 - ♣返済方法: 元金均等月賦償還
 ※利子は市が負担します。
- ⑨ 浄化槽を撤去する建物(延べ床面積130㎡超)
 - ♣補助額および償還期間
 50万円まで: 36カ月以内
 50万円を超え100万円まで: 60カ月以内
 - ♣返済方法: 元金均等月賦償還
 ※利子は市が負担します。
- ⑩ 浄化槽を撤去する建物(延べ床面積130㎡以下)
 - ♣補助額および償還期間
 50万円まで: 36カ月以内
 50万円を超え100万円まで: 60カ月以内
 - ♣返済方法: 元金均等月賦償還
 ※利子は市が負担します。